

総代選挙規程

(目的)

第1条 本組合の総代の選挙については中小企業等協同組合法、又は定款の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(地区及び地区別定数)

第2条 総代選挙の地区及び地区別定数は別表のとおりとする。
2. 地区及び地区別定数の変更は総代会の議決によるものとする。

(選挙会)

第3条 選挙会は別表の地区別毎に選挙会を開催して選挙を行う。
2. 選挙会の招集については選挙会の日の15日前までに各地区の営業店(以下「店舗」という)に公表するものとする。
3. 公表の方法は選挙会の地区名、日時、場所、選挙すべき総代定数、及び立候補締切日を記載するものとする。
4. やむを得ない事由があるときは前項の規定により公表した事項を変更することができる。この場合営業店においてその旨を遅滞なく公表しなければならない。

(立候補の届け出)

第4条 総代選挙の立候補は、その選挙会の10日前までに所属する地区の他の組合員5名以上の推薦書を添えた当組合所定の届け出書を選挙管理者に提出するものとする。なお締切日が休業日の場合は前営業日とする。
2. 前項の規定による候補者の届け出締切後、直ちに選挙管理者は候補者の氏名を公表しなければならない。

(選挙管理者)

第5条 理事長は選挙管理者となり選挙会における選挙を管理する。
2. 選挙立会人は各地区の選挙会に出席した組合員の中から2名以上を選任するものとする。
3. 選挙管理者は職員より若干名の選挙補助者を指名することができる。

(選挙の方法)

第6条 選挙は当組合所定の投票用紙を用いて投票するものとする。

(書面による選挙の方法)

第7条 書面により選挙を行おうとする者は選挙会の2日前までに書面による選挙を行う旨選挙管理者に申し出て所定の投票用紙を受領し、これに所定の記載をして密封し、表皮に「書面投票」の字句と「住所及び氏名」を記載してするものとする。

(選挙者名簿)

第8条 選挙管理者は選挙会の会日より10日前までに各地区別に組合員の住所、氏名を記載した選挙者名簿を店舗毎に備え付けなければならない。
2. 前条の規定により投票用紙を交付するときは選挙者名簿に交付済みの旨記載し、備考欄に交付者が記名捺印するものとする。
3. 第1項の選挙者名簿は選挙会日の前々月の末日に確定する。
4. 選挙者名簿に記載されない者は選挙権及び被選挙権を有しない。
5. 選挙者名簿が確定した後は、総代の選挙が終了するまでは、組合員の持分の譲渡の承諾は停止する。

(投票用紙の交付)

第9条 選挙会において選挙管理者は選挙開始を宣言するとともに立候補者名及び推薦状況を発表し書面投票数を告げて投票箱へこれを投入した後、投票用紙の交付を開始する。この場合委任状により選挙権を行使しようとする者に対しても投票用紙を交付し、選挙者名簿の備考欄に委任状による行使であること及びその氏名を記載するものとする。この場合の代理人は本人の親族及び使用人又は他の組合員に限られる。
2. 投票用紙を交付するときは、必ず選挙者名簿に交付済みの旨記載するものとする。

(投票の拒否及び効力)

第10条 投票の拒否及び投票の効力は選挙立会人がこれを決める。

2. 可否同数の時は選挙管理者がこれを決める。

(投票の方法)

第11条 投票用紙の交付を受けた者は、所定の場所において投票用紙にその選挙区において選挙される総代の定数まで選挙しようとする候補者の氏名を連記して投票箱に入れなければならない。
2. 選挙管理者はあらかじめ候補者の氏名列記した投票用紙を作成し、組合員が投票しようとする候補者の氏名の上に印を自記する方法によって投票させることができる。

(開票の方法)

第12条 選挙管理者は投票が終了後、直ちに開票を宣言し、選挙立会人立会のうえ投票箱を開いて、それぞれ点検しなければならない。
2. 前項の点検の結果を選挙会に報告するものとする。
3. 第9条第1項の規定により開始宣言をしてから第1項の開票宣言をするまでに選挙会に出席しない者は投票することができない。

(投票の無効)

第13条 下記に掲げるものは無効とする。

1. 所定の用紙を用いないもの。
2. 選挙される総代の氏名のほか他事を記載したもの又は氏名の上に印以外の事項を記入したもの。ただし官位、職業、商号、身分、住所又は敬称を記載したものを除く。
3. 選挙される人の何物であるかを確認し難い氏名を記載したもの。
4. 選挙される資格のない者(この場合他の地区に所属する者は選挙される資格のないものとする)の氏名を記載したもの。
5. 自署又は自記しないもの。
6. 第11条第1項に規定する選挙すべき総代の数を超過して記載した末尾の氏名。
7. 補欠又は補充により選挙を行う場合、現に総代の職にある者の氏名を記載したもの。

(当選人)

第14条 地区毎にそれぞれ有効投票数の多いものから順次その地区の総代の定数までの者を当選人とする。
2. 得票数が同じであるときは、くじで当選人を決める。

(無競争当選)

第15条 第4条第1項の規定による届け出があった総代立候補者がその選挙区における総代の定数を超えないときは、その総代立候補者をもって当選人とし、その地区において投票は行わない。
2. 前項の規定により投票を行わないことになったときは選挙管理者は、直ちにその旨を店舗に公表しなければならない。

(選挙録)

第16条 選挙管理者は遅滞なく選挙録を作成し選挙の顛末を記載し選挙立会人2人以上とともに署名し、投票その他の関係書類を添付しておかななければならない。
2. 前項の選挙録、投票その他の関係書類は総代の任期間、保存しなければならない。

(当選人の決定)

第17条 当選人が決定したときは、選挙管理者は直ちに当選人にその旨を通知し、同時にその氏名を公表する。
2. 当選人が選挙会に出席している場合は、口頭をもって通知に替え、その承諾を得ることができる。
3. 第1項の通知を発した日から5日以内に文書をもって当選を辞する旨の届け出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。

(当選者の繰り上げ当選)

- 第18条 前条第3項の期間内に総代の定数に欠員を生じたときは第14条の規定に準じて繰り上げ当選者を決める。
2. 前項の場合は前条第3項の規定を準用する。
 3. 第1項により繰り上げ当選があったとき選挙管理者はその氏名及びその旨を公表するものとする。

(総代の定数当選)

- 第19条 選挙会において総代の定数に足る当選者を得ることができないときは、その選挙会において定数を得るまでその不足の員数について更に選挙を行わなければならない。

(総代の補欠選挙)

- 第20条 総代中欠員を生じた場合(第18条の規定による措置の後に生じた欠員の場合)において各地区別欠員数が、その地区の総代定数の2分の1を超えることになったとき又は理事会において必要と認めるときは補欠選挙を行わなければならない。尚、補欠選挙を行うときは、本規定を準用する。
2. 前項の補欠選挙は、総代の任期の終わる4か月以前においてはこれを行わないものとする。